# ${\sf V}$ .

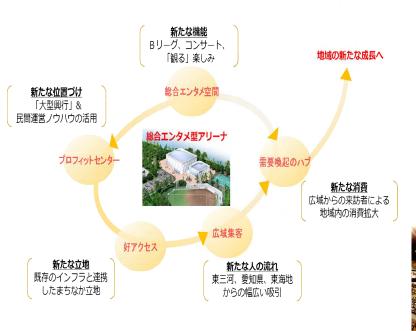
# スタジアム・アリーナに関する計画策定の例

- ○経済産業省では、平成 28 年度事業として、「魅力あるスタジアム・アリーナを核としたまちづくりに関する計画策定等事業」を実施。
- ○ここでは、平成 29 年 3 月末までに報告書をとりまとめた 2 事例から、スタジアム・アリーナ 計画策定にかかる検討結果を紹介する。
- ○事業報告書は随時経済産業省ホームページにて公表 (委託事業報告書 http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html)
  - ・事例 1 豊橋新アリーナ構想 http://www.meti.go.jp/meti\_lib/report/H28FY/000270.pdf
  - ・事例 2 Imabari Stadium を核とした賑わいづくりと地域課題の解決に向けて http://www.meti.go.jp/meti\_lib/report/H28FY/000269.pdf

# 【事例1】豊橋新アリーナ構想

# 〇新アリーナの5つのコンセプト

■ 新アリーナは、スポーツ、コンベンションなどで利用され、 <u>まちに新たな人を呼び込み</u>、地域の<u>経済発展の起爆剤</u> として機能



# 〇新アリーナにより形成する 新「まちなか回遊ネットワーク」

■ 広域から人を呼び込み、アリーナを中心とした 新しい豊橋まちなか回遊ネットワークを形成します

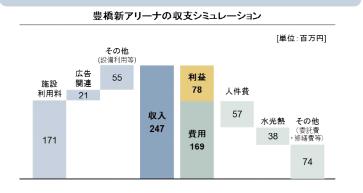


# ○新アリーナの利用計画

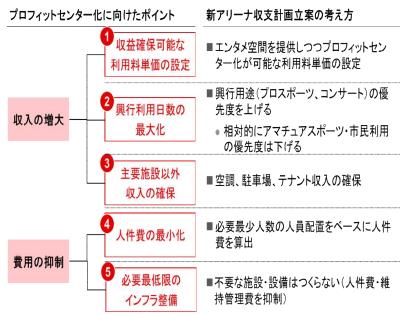
■「総合エンタメ空間」や「プロフィットセンター」のコンセプト 実現のため、「魅せる」アリーナの必要性の高い大型興行 イベントを主な用途とする



# ○新アリーナの収支計画

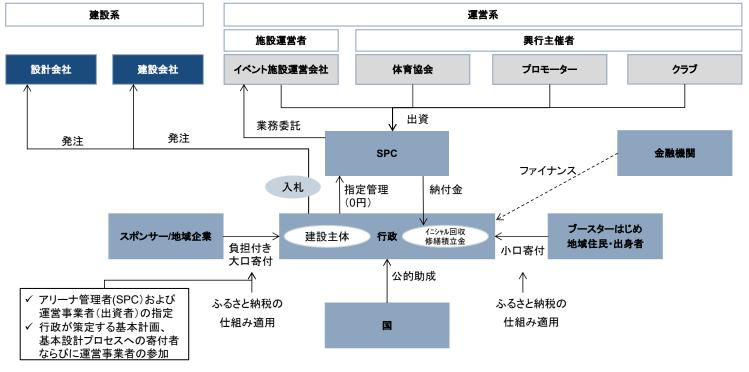


# 〇プロフィットセンター化に向けた 新アリーナ運営のポイント



# ○事業スキーム(案)

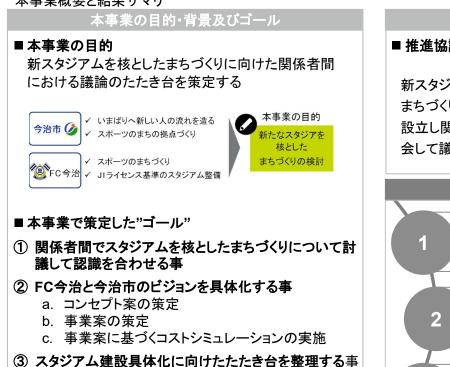
- ■①官民双方の資金負担によるイニシャル調達、②金額規模の大きい設計・建設業務における競争原理の取り込み、③ 利用者観点での 設計思想の取り込みと最適な運営体制(座組み)の構築、④構想~供用までの事業工程の短縮の 観点から事業スキームを設計
  - 民間寄付を行政に集め入札方式で設計・建設会社を選定しアリーナを建設(①&②)
  - 負担付き寄付のスキームを活用し寄付企業が運営SPCを指定(③&④)SPCはイベント施設運営ノウハウを有する企業及びスポーツ協会、プロモーター、クラブ等の主たる興行主催者により構成

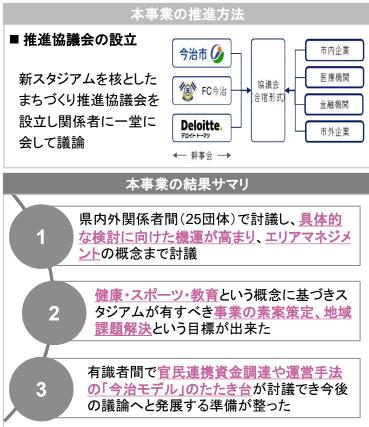


# 【事例2】 Imabari Stadiumを核とした賑わいづくりと地域課題の解決に向けて

本事業で設立した協議会を通じて、①関係者間の認識合わせ②事業モデル案の策定③整備運営手法案を討議

本事業概要と結果サマリ





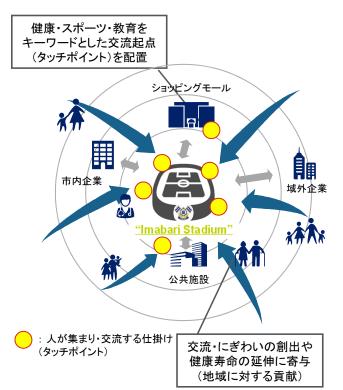
健康・スポーツ・教育といった概念に基づく「今治(地域)らしさ」をスタジアムやエリアの機能として整備

### 地域戦略・ビジネスモデル案

b. 運営手法の整理

c. 経済波及効果の計算

a. 資金調達(整備)手法の整理





### 地域課題の解決

(交流・にぎわいの創出、健康寿命の延伸、地域人材の育成など)

## 参考)コストシミュレーションの前提条件と算出結果

### シミュレーション考え方

### 施設に係る減価償却費・固定資産税負担

負担あり

- 施設を自ら整備・所有する場合を想定
- 負担なし
- 施設に係る所有権が自治体等にある場合を想定

X

### 事業構成

**パターン I** プロサッカー興行 のみ

- プロサッカー興行(Jリーグ公式戦、カップ戦)のみ への貸出を想定
- 興行に付随し、入場料収入の他VIPルームの貸出、飲食・物販(テナント)、広告看板貸出及びスタジアム命名権付与による収益を想定

**パターン Ⅱ** パターン I +プロ ナッカー興行以外貸出

パターン I に加え、プロサッカー興行開催日以外の日におけるコンサート、催事・イベントおよび一般利用に係る貸出による収益獲得を想定

**パタ―ンⅢ** パターンⅡ + 付帯施設運営 パターンⅡに加え、スタジアムに付帯施設を設け、 児童館やフィットネスジム、クリニック等への施設 貸出による収益獲得を想定

### <概要>

- 策定したビジョン及びビジネスモデルに基づく事業計画の試算を実施した。
- スタジアム施設に係る減価償却費・固定資産税負担の有無および施設運営者の事業構成として下記のシナリオを設定した。

### <試算結果>

- 減価償却費・固定資産税負担がある場合、施設稼働後の営業利益、 EBITDA(営業利益+減価償却費)はともに大幅なマイナスとなり、事業成立は困難であると試算された。
- 一方、減価償却費・固定資産税負担がない場合、サッカー興行以外の貸出を行う場合(パターンⅡ)やさらに児童館やフィットネスジム、クリニック等への施設貸出を行うことを想定した場合(パターンⅢ)には、営業利益・EBITDAのマイナスが一定程度軽減されることが試算された。

### 事業構成別・スキーム別単年度損益比較

		減価償却費・固定資産税負担の有無			
		負担あり		負担なし	
事業構成	パターン I プロサッカー興行のみ	売上高 営業利益 EBITDA	200 百万円 (382) 百万円 (115) 百万円	売上高 営業利益 EBITDA	200 百万円 (44) 百万円 (44) 百万円
	パターンⅡ パターンⅠ + プロサッカー興行以外貸出含む	売上高 営業利益 EBITDA	253 百万円 (341) 百万円 (75) 百万円	売上高 営業利益 EBITDA	253 百万円 (3) 百万円 (3) 百万円
	パターンⅢ パターンⅡ + 付帯施設運営含む	売上高 営業利益 EBITDA	297 百万円 (354) 百万円 (88) 百万円	売上高 営業利益 EBITDA	297 百万円 (16) 百万円 (16) 百万円

\*括弧書きの数値はマイナスを表している。



シミュレーションの結果、複合化したスタジアムでさえ黒字化ができないためエリア全体でのプロフィット 化を目指すべき(エリアマネジメントの考え方の導入)という結論に至る

スタジアムの運営手法は、「自由度の高さ」と「リスクの大きさ」を十分に考慮した上で詳細について検討を進める必要がある

### 運営手法案

### <検討内容>

■ スポーツ施設運営事業の先行事例において活用されてきた以下の3つの手法 について具体事例にも触れながら比較検討するとともに、新たな官民連携運 営手法である公共施設等運営権制度との併用について検討を実施した。

	指定管理者制度	管理許可制度	民間運営 (普通財産貸付)
事業スキーム	公共 納付金 指定管理者 の指定管理を 指定管理を 指定管理者 がの指定理料 通営会社 行許可 イベント 開催主体	公共  使用料 管理許可  運営会社  利用料金  利用者	公共  使用料
事例	県立カシマサッカー スタジアム、他多数	楽天koboスタジアム	味の素スタジアム

### 

### <検討内容>

- 公設民営により運営されているスタジアム施設の大半は指定管理者制度にて 運営されている。
- 指定管理者制度は公の施設の設置条例に基づいた運営が必要となるが、カシマサッカースタジアムのように、自由度の高い運営をしている事例もある。ただし、カシマサッカースタジアムについても公共から指定管理料を収受しているなど、公共の積極的な関与が前提となっている。
- 管理許可制度は、適用が都市公園内の施設に限定されているが、公の施設 の設置条例に縛られない運営が可能であり、楽天koboスタジアムにおいては 民間が大規模改修を含めた自由度の高い運営を実施している。
- 民間運営(普通財産貸付)についても公の施設の設置条例を制定する必要はなく、またスタジアム運営事業者が施設の第三者への転貸を自由に実施できるため、同方式により運営されている味の素スタジアムは高い収益を計上している。(味の素スタジアムは2チームのホームスタジアムである点、東京都内に立地しており、他地域と比べ多様なイベント収入等が見込める点が特徴として挙げられる)

### <今後の方向性>

- 民間による自由度の高い運営を実現する上では管理許可制度、普通財産貸付が望ましいが、一方で民間が負うリスクも大きくなるため、スタジアム運営事業者候補の考え方や公共の関与度合いを踏まえた上で運営手法を検討する必要がある。
- 左記3手法は公共施設等運営権制度と併用することで、運営の自由度を確保 しつつ、官民リスク分担を詳細に設計することが可能となるため、運営権制度 との併用も踏まえた上で検討を進めていくことが肝要である。



✓ FC今治の目指す民間による自由度の高い運営を実現するために、従来の運営手法ではない多様な検討 が必要である 73

# スタジアム内外の施設毎に多様な主体から投資を募り、施設を整備していく新たな 資金調達手法を検討していくことが望ましい

### 資金調達手法案

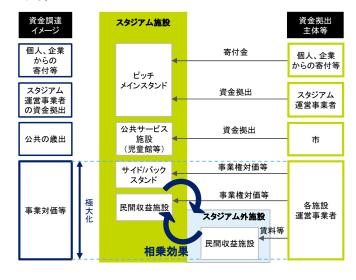
### <従来の資金調達手法>

■ スポーツ施設の整備において想定される整備手法毎の一般的な資金調達手 法は以下の通りに整理できる。

	公共施設整備 (従来型公共事業)	民間施設整備 (混合型PFI方式)	民間施設整備 (負担付き寄付方式)
資金調達 主体	公共	公共/民間	民間(寄付団体)
特徵	・公共が資金調達をするため、スタジアム 運営事業者に金利 負担等は発生しない ・公共の信用力により 低い金利での資金調 達が可能	・民間 (スタジアム運営業者)が施施 農業者)が施施 養養にまる を整備する ・公共は、施設整備費 相当額を割賦にて可 能	・施設整備費を全額 寄付にてまかなうた め、スタジアム運営 者および公共に金利 負担等は発生しない
启意留	・当該施設の整備に 伴う公益性や波及効 果等が十分に見込 めない場合、公共が 資金拠出をするのは 困難となる	・公共が資金を調達するよりも民間資金を調達する方が金大のでは、混合型の場合、公共が民間に支払う施設整備費相当額も金利分だけ高くなる)	・周辺人口や立地企業等の条件が揃わないと、施設整備費相当額の寄付を集めるのは困難である

### <新たな資金調達手法>

■ 個人、企業からの寄付金等やスタジアム運営事業者の出資に加え、スタジアム内外の施設を個別施設毎にスタジアム運営事業者以外の第三者に転貸等を行うことにより、事業権対価や前払賃料等を収受し、施設整備費に充当していくという仕組みを検討していくことが望ましいと考えられる。





/ 協議会や有識者討議により、従来に無い新たな資金調達手法の仕組みの土台を検討